資料4－3

社団法人　日本作業環境測定協会

1　設立根拠

作業環境測定法（昭和 50 年 5 月 1 日　法律第 28 号制定）第 36 条の規定に基づき昭和 54 年 12 月 1 日に労働大臣の許可を得て設立された。

2　法人の目的

作業環境測定法第 36 条の規定に基づく法人として、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと。

3　主な事業

(1)　作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境管理（以下「作業環境測定等」という。）に関する講習会等の開催
(2)　作業環境測定等に関する情報の収集及び提供
(3)　作業環境測定等に関する調査研究及びその成果の普及
(4)　作業環境測定等に関する精度管理、巡回指導等の技術指導その他の援助
(5)　機関誌及び作業環境測定等に関する図書の刊行
(6)　この法人による自主資格である「オキュペイショナルハイジニスト」の養成のための研修の実施及び資格の認定等
(7)　作業環境測定法に基づき厚生労働大臣の指定を受けて行う作業環境測定士の登録事務
(8)　作業環境測定法に基づき東京労働局長に登録して行う作業環境測定士講習
(9)　粉じん障害防止規則に基づき厚生労働大臣に登録して行うデジタル粉じん計の較正事業
(10)　内外の関連学会等との連絡及び提携
(11)　作業環境測定等に関する行政施策への協力
(12)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4　組　織

本部　2 部 2 センター 6 課　（職員数１６人）
支部　１３支部　（支部は、会員の事務所等に置き、専属の職員はいない。）

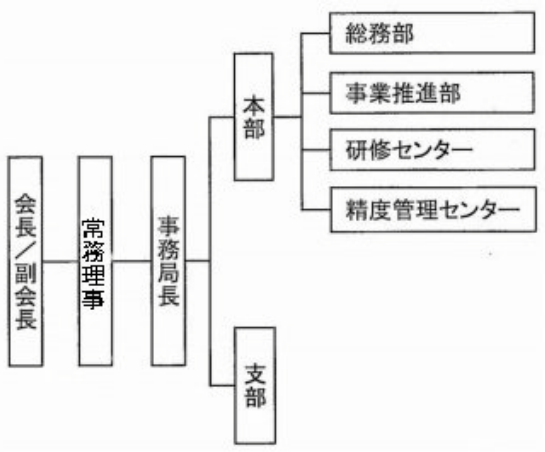

会員数　976 会員

5　指定登録事務の概要及び実績

（1）指定登録事務の概要

作業環境測定法第７条の規定により、作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、作業環境測定士名簿に登録を受けなければならないこととされている。

（2）登録者数

登録者数の推移

年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
１種	３４６	２０１	１８３	１９３	２６６
２種	５６４	４８３	５３５	４０８	４２５
書換等	６０８	５８４	６８３	５０２	５０３

（累計）新規　　１種　5,582 名　　２種　7,603 名

書換　　9,010 名

（3）登録手数料（平成 22 年度）※政令に規定されている。

新規　１種　　25,800 円　　２種　25,800 円　書換又は再交付　3,450 円

6　登録事務収支状況

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度
収入	24.095	20.949	19.926	18.731	18.577	19.665
手数料	24.092	20.938	19.904	18.713	18.570	19.655
補助金	0	0	0	0	0	0
その他	3	11	22	18	7	10
支出	26.209	21.828	22.201	19.473	17.503	16.908
収支	△2.114	△879	△2.275	△742	1.074	2.757

7　作業環境測定士の資質向上に向けた取組状況

（1）作業環境測定士及び作業環境測定機関の技術的能力の維持向上を目的として、精度管理、技術指導及びその他の援助の実施

① 総合精度管理事業（unknown sample によるクロスチエック等）の実施
② 石綿分析機関における分析技術者に対するクロスチェック事業の実施
③ 偏光顕微鏡の基礎と具体的取り扱い方法に関する講習会の実施
④ デザイン精度向上講習会の実施
⑤ 相対濃度計保守・点検精度管理講習会の実施
⑥ 総合精度管理講習会に係るフォローアップ講習会の実施

（2）ホームページ、メールマガジン、機関誌等によるタイムリーな行政・技術情報の提供及び再教育(ブラッシュアップ講習、中堅測定士講習等)の実施

（3）作業環境測定士のキャリア形成のための協会自主資格「オキュペイショナルハイジニスト」制度の運用、など。